

練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会設置要綱

平成 23 年 7 月 8 日

23 練教生ス第 487 号

(設置)

第 1 条 練馬区立総合体育館改築基本計画の策定に向け、区民および識者の意見等を反映させるため、練馬区立総合体育館改築基本計画策定懇談会（以下「懇談会」という）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 懇談会は、練馬区立総合体育館改築基本計画の策定にかかる課題について検討を行う。

(構成)

第 3 条 懇談会委員は、教育長が委嘱し、つぎに掲げる者で構成する。

- (1) 学識経験者 2 名以内
- (2) スポーツ団体関係者 6 名以内
- (3) その他団体関係者 3 名以内
- (4) 公募区民 5 名以内

2 懇談会に座長および副座長を置く。座長は、委員の互選により選任する。副座長は、座長が指名する。

3 座長は、懇談会の会議を主宰し、懇談会を代表する。

4 座長に事故があるときまたは座長が欠けたときは、副座長がその職務を代理する。

(委員の任期)

第 4 条 懇談会委員の任期は、委嘱の日から平成 24 年 3 月末までとする。

(会議)

第 5 条 懇談会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて、懇談会委員以外の者に会議の出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第 6 条 懇談会の会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、区長の管理する情報の公表および提供ならびに付属機関等の会議の公開に関する事務取扱要綱（平成 14 年 3 月 14 日練総情発第 150 号）の定めによるところにより非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 懇談会の庶務は、生涯学習部スポーツ振興課が行う。

(委任)

第8条 この要綱の定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、座長が定める。

付 則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。